



SETAGAYA 区のおしらせ せたがや

4/1
令和4年(2022年)
No.1836

令和4年10月1日

世田谷区は区制90周年を迎えます!

区制
100
周年へ!!

昭和7年(1932年)10月1日、東京都の区域拡張により世田谷区が誕生し、今年で90周年を迎えます。10年後の区制100周年に向けてより一層発展していくスタートアップの年として、1年間を通じて多くの方に参加いただける様々なイベントを予定しています。



世田谷ボロ市の様子
(昭和30年代~令和元年)



三軒茶屋交差点
付近の様子
(昭和30年代~現在)

世田谷区役所
(昭和20年代~現在(建て替え工事中)~令和9年完成予定)



記念ロゴマーク区民投票

2月に区民公募した、区制90周年記念ロゴマークの最終候補作品の中から最優秀作品候補を選ぶ区民投票を行います。

投票方法

4月11日(消印)までに、区のホームページ(右記二次元コード)で候補作品をご確認のうえ、[e](#)オンライン手続きまたは郵送で総務課へ。

名誉区民選定委員の募集

区制90周年記念式典において名誉区民の顕彰を行う予定です。名誉区民の選定を適正に行うための委員を募集します。詳しくは、区のホームページ(右記二次元コード)をご覧ください。

90周年事業について、詳しくは
区のホームページを
ご覧ください。



☎総務課 ☎5432-2062 ☎5432-3000

主な内容 | 令和3年度 補正予算が成立しました…2面 | 新たな計画等がスタートしました…2面 | 新型コロナワクチン接種に関するお知らせ…8面



世田谷区長
のぶと
保坂展人

ウクライナの状況は日々悪化し、多くの方々が東欧諸国に避難しています。一日も早い戦争終結を願うとともに、国を離れた人々が安全な環境で暮らすことができるよう私たちにできることを真剣に考えていきます。

世田谷区は昭和60年(1985年)に国の内外に向けて「平和都市宣言」を行い、核兵器の廃絶と世界に平和の輪を広げていくことを誓いました。そうした想いを込め、ロシア連邦によるウクライナ侵攻に対し、3月4日に区長として抗議声明を出しました(区のホームページ参照)。

まず、90周年事業で使用するシンボリックな「世田谷区制施行90周年ロゴマーク」の区民投票を行います。また、区民が誇れる「名誉区民」を選定する委員会の区民委員の募集を行います。ぜひご参加下さい。

本年10月、世田谷区は区制施行90周年を迎えます。10月16日には人見記念講堂にて記念式典を開催し、区政功勞表彰等を行う予定です。90周年記念事業を、次の100周年までのスタートラインとしてとらえ、持続可能で参加と協働のできる場を随所で作ります。

区制90周年です

世田谷区は

令和3年度 補正予算が成立しました

第1回区議会定例会において、令和3年度世田谷区一般会計第8次、特別会計第2次補正予算が、可決・成立しました。

今回は、抗原定性検査キット配布事業をはじめとした新型コロナウイルス感染症対策や、事業進捗等を踏まえた経費の増減への対応に加え、特別区税や特別区交付金等の歳入の増を踏まえ、基金繰入金と特別区債を抑制するとともに、今後の行政需要に備えた基金への積立てを行うため、補正を行いました。

補正予算書及び補正予算概要は、区のホームページからご覧になれます。

問財政課 ☎5432-2044 FAX5432-3011

●各会計予算額

区分	補正前予算額	今回補正額	補正後予算額
一般会計	3639億9365万円	143億6242万円	3783億5606万円
特別会計	国民健康保険事業会計	25億5113万円	833億3950万円
	後期高齢者医療会計	1億 558万円	224億 266万円
	介護保険事業会計	3億9012万円	708億3339万円
	学校給食費会計	1689万円	31億1720万円
合計	5406億2268万円	174億2614万円	5580億4881万円

*表の数値は、原則として表示単位未満を四捨五入しているため、合計額等が一致しない場合があります。

新たな計画等がスタートしました

①世田谷区未来つなげるプラン

社会状況の変化を踏まえ、次期基本計画の策定を見据えた、5年度までの重点的な取組みを示した実施計画です。

問政策企画課 ☎5432-2192 FAX5432-3047

②世田谷区公文書管理条例(改正)

世田谷区公文書管理条例に、重要公文書及び特定重要公文書の取扱いに関する規定を追加する改正を行いました。

問区政情報課 ☎5432-2085 FAX5432-3007

③世田谷区第3期文化・芸術振興計画(調整計画)

平成30年に策定した世田谷区第3期文化・芸術振興計画の見直しを図り、5年度までの文化・芸術振興施策の方向性や取組み等をまとめた計画です。

問文化・国際課 ☎6304-3427 FAX6304-3710

④世田谷区第二次男女共同参画プラン後期計画

—多様な生き方を認め合い、自分らしく暮らせる せたがやをめざして—

「男女だけではなく多様な性を含めたすべての区民の人権が尊重され、自らの意思に基づき個性と能力を十分発揮することができる男女共同参画社会」を実現するための、8年度までの後期計画です。

問人権・男女共同参画課 ☎6304-3453 FAX6304-3710

⑤世田谷区スポーツ推進計画 調整計画

区民が生涯を通じ身近な地域で「いつでも」「どこでも」「だれでも」「いつまでも」気軽にスポーツ・レクリエーションに親しみ、楽しむことのできる生涯スポーツ社会の実現に向け、5年度までの具体的な取組み等をまとめた計画です。

問スポーツ推進課 ☎5432-2742 FAX5432-3080

⑥世田谷区地域経済の持続可能な発展条例

世田谷区産業振興基本条例を改正し、地域経済の持続可能な発展を推進していくための基本的方針や、区・事業者の責務、区民の役割等を定めました。

問産業連携交流推進課 ☎3411-6644 FAX3411-6635

⑦三茶のミライ(三軒茶屋駅周辺まちづくり基本計画)

みんなで「まちの未来像」を描き、「まちの未来像実現のための取組み」を共有し、相互連携によるソフトとハードが一体となったまちづくりの進め方を明らかにすることを目的とした計画です。

問市街地整備課 ☎6432-7155 FAX6432-7982

⑧第11次世田谷区交通安全計画

区内の交通安全に関して、区・警察・消防・鉄道事業者等と取りまとめた7年度までの計画です。

問交通安全自転車課 ☎6432-7966 FAX6432-7996

計画等の内容は、各担当課及び区政情報センター、総合支所区政情報コーナー、総合支所くみん窓口・出張所・まちづくりセンター、図書館、区のホームページでご覧になれます。

※③は、総合支所くみん窓口・出張所・まちづくりセンターではご覧になれません。

「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金」の申請期限が延長されました

初回(3か月分)、再支給(3か月分)ともに申請期限が延長されました。

備新たに対象と想定される世帯や、再支給の対象世帯には申請書類を順次お送りします。詳しくは、区のホームページをご覧ください。

申6月30日(消印)までに、申請書類を郵送で生活福祉課(☎5432-2188 FAX5432-3020)へ

問世田谷区新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金コールセンター ☎6366-1403

災害で亡くなった区民の同性パートナーの方へ弔慰金を支給する制度を新たに始めます

区では、4月1日から、災害救助法が適用となる災害で亡くなった区民の同性パートナーの方へ、弔慰金を支給する制度を新たに開始します。詳しくは、区のホームページをご覧ください。

支給金額/亡くなった区民が生計を主として維持していた場合=500万円、その他の場合=250万円

問災害対策課 ☎5432-2262 FAX5432-3014

3歳児健康診査に多角的屈折検査を導入します

4月から、総合支所健康づくり課で実施する3歳児健康診査に、スポットビジョンスクリーナーを用いた多角的屈折検査を導入します。

弱視の多くは3歳までの発見で概ね予後良好で、矯正眼鏡の常用と健眼遮閉治療・弱視訓練により、就学までに治癒する可能性が高くなります。

問世田谷保健所健康推進課 ☎5432-2446 FAX5432-3102

スポットビジョンスクリーナーとは

弱視の危険因子となる斜視及び眼位異常(近視、遠視、乱視、不同視等)を数秒でスクリーニングできる機器です。

スポットビジョンスクリーナーによる屈折検査の様子▶



区の手続きや施設・イベント案内は **せたがやコール** 午前8時～午後9時(年中無休) ☎5432-3333 FAX5432-3100

問対象(特に記載がない場合、参加対象は、区内在住・在勤・在学者) 問日時・日程
 問会場 問当日直接会場へ 問講師 問費用(特に記載がない場合、無料)
 問ほかの情報(「保育可」は生後5か月以上で首がすわっている子から小学校就学前までが対象)
 問申込方法 問問合せ先
 ①はパソコン、②はパソコン・スマートフォン(一部)で区のホームページ(右記二次元コード)から申込可。※一部対応できない機種があります。



ハガキ・ファクシミリの記入例

●あて先は各記事の申込先(住所の記載がないものは、〒154-8504世田谷4-21-27 世田谷区役所へ)
 往復ハガキの場合は、返信用にも住所・氏名を記入
 ●連記・重複申込不可
 ●特に条件のある場合は明記します

- ①行事名(コース)など
- ②住所
- ③氏名(ふりがな)
- ④年齢
- ⑤電話またはFAX番号
- ⑥「保育可」の催しで保育希望の場合は、その旨と子どもの氏名・ふりがな・年齢

区民の方の活動を支援します

地域のつながり《絆》を深め、広げるための活動を支援します ～地域の絆連携活性化事業

町会・自治会と地域で公益的活動を行う団体が、相互に連携・協力しながら、地域活性化に取り組む活動に対し、経費の一部を助成します。

対象団体／区内在住・在勤・在学者が5人以上いる、区内の町会・自治会等の地縁団体や区内で公益的活動を行う団体

対象事業／次の①②両方に当てはまる事業 ①地域の活性化に向けて行う自主的・自立的で継続的な非営利の事業②他の団体との協力・連携を図る事業（町会・自治会以外は町会・自治会との協力・連携が必要）

助成金額／1事業25万円まで

備詳しくは、募集要領（総合支所地域振興課、まちづくりセンター、区のホームページにあり）をご覧ください。

申5月20日までに、所定の申請書類（募集要領にあり）を主な活動地域にあるまちづくりセンターへ持参（二次募集は8月1～22日に実施予定）

問世田谷総合支所地域調整課 ☎6413-0598 FAX6413-9769

地域活動団体を支援します

内容／次のいずれかを支援①活動に必要な物品（税込1万5000円以内）②指導員への謝礼（1万2000円以内）

対地域でコミュニティ活動を実践している団体（区から他の援助を受けている団体を除く）

申5月10日（必着）までに、所定の申込用紙（総合支所地域振興課、まちづくりセンターにあり）を郵送または持参で総合支所地域振興課（世田谷☎5432-2831 FAX5432-3032、北沢☎5478-8029 FAX5478-8004、玉川☎3702-1603 FAX3702-0942、砧☎3482-2169 FAX3482-1655、烏山☎3326-9249 FAX3326-1050）へ

4月6～15日は春の全国交通安全運動期間です

～たくさんの 笑顔が走る 首都東京～
交通ルールを守り、正しい交通マナーを実践しましょう

●子どもたちを意識した運転を

交通事故による死亡者は歩行者が最も多くなっています。4月は、入学や進級を迎える幼児・児童の歩行中の交通事故が増加する傾向にあります。車両の運転には十分注意しましょう。

●歩行者も交通ルールを守りましょう

道路横断の場合は横断歩道を通行すること、信号機のあるところでは信号に従う等、自身の安全を守るためにも必ず安全確認を行い、歩行者、車両ともに交通ルールを守りましょう。

●交通事故防止の意識を持って運転を

夕暮れ時や夜間は重大事故につながる交通事故が多く発生します。早めのライト点灯を心掛けるとともに、より一層の安全運転をお願いします。

●飲酒運転の根絶

判断能力や吐き気の行動力を低下させる飲酒運転による事故が減りません。自転車を利用する時にも「飲んだら乗らない・乗るなら飲まない」を徹底しましょう。

●自転車も交通ルールを守って安全運転を

区内の交通事故のうち、半数で自転車が関係しています。自転車は、道路交通法上は車両の一種（軽車両）です。車道の左側通行・交差点での一時停止等の交通ルールを守り、スピードを出し過ぎることなく安全に利用しましょう。

●自転車で歩道を走行する際には

自転車は車道の左側通行が原則です。例外的に歩道を走行する際も、歩道は歩行者優先です。歩行者に配慮して運転しましょう。

●二輪車の交通事故防止

スピードの出し過ぎは事故の元です。特に交差点では歩行者や車両の右左折に注意して、安全運転を心掛けましょう。

●電動キックボードは交通ルールを守って操作を

電動キックボードは車両です。逆走や歩道走行は禁止です。道路交通法を守って利用しましょう。

問交通安全自転車課 ☎6432-7966 FAX6432-7996

環境・エネルギー施策推進課から

①環境配慮型住宅リノベーション推進事業補助金

住宅から排出される二酸化炭素を削減し、住宅の省エネルギー化と維持向上を図るため、環境に配慮した住宅改修等に対し、経費の一部を助成します。

対象工事／外壁・窓の断熱改修、高反射率塗料を用いた屋根の塗装、省エネ機器の設置等

補助金額／工事経費の10%（窓の断熱改修は20%）

※一部定額補助

補助上限／合計20万円（外壁等の断熱改修を含む場合は40万円、太陽光発電システムの設置を含む場合は30万円）

②区民向け蓄電池の購入費補助金

再生可能エネルギーの利用拡大及び災害時に有効な小規模分散型電源の普及のため、太陽光パネルとの接続を条件に、蓄電池の購入費用の一部を助成します。

対象機器／①定置型蓄電池システム②小型ポータブル蓄電池

補助金額／①上限5万円②上限1万円

備助成には要件があります。詳しくは、区のホームページをご覧ください。

問環境・エネルギー施策推進課 ☎6432-7133 FAX6432-7981

気候危機対策基金を創設します

区では、地球温暖化に伴う気候危機から区民の生命と財産を守るとともに、二酸化炭素排出量を削減し気候変動を食い止めるための施策を一層推進していくため、気候危機対策基金を創設します。

皆様からのふるさと納税（寄附）による応援も募っています。

一人ひとりが気候危機問題を

「自分事」として捉え、環境への影響を考えて行動を変えていきましょう。



FURUSATO is SETAGAYA.

問環境計画課 ☎6432-7128 FAX6432-7981

新型コロナウイルス感染症に関する相談

発熱や咳・痰、全身のだるさなどの症状がある方は、まずは「かかりつけ医」に電話でご相談下さい。

■「かかりつけ医」がない、相談する医療機関に迷う等の場合

世田谷区発熱相談センター ☎5432-2910（平日午前8時30分～午後5時15分）

東京都発熱相談センター 症状のご相談＝☎5320-4592 ☎6258-5780（いずれも24時間・多言語対応）

医療機関案内専用＝☎6630-3710（24時間）

FAX5388-1396（電話での相談が難しい方）

■症状はないが不安に思う方、その他新型コロナウイルス感染症に関するご相談

世田谷区新型コロナウイルス相談窓口 ☎5432-2111 FAX5432-3022

（平日午前8時30分～午後5時15分）

東京都新型コロナ・オミクロン株コールセンター（毎日午前9時～午後10時・多言語対応）

☎0570-550-571 FAX5388-1396（電話での相談が難しい方）

■療養期間終了後も何らかの症状が残っている方はご相談下さい（「コロナの後遺症について」とお申し出下さい）。

世田谷区コロナ後遺症相談窓口

☎5432-2910（平日午前8時30分～午後5時15分）

※PCR検査等で陽性と診断されてから1～2か月以上経過した方については、東京都が設置する以下の相談窓口もご利用いただけます。

●都立大塚病院

☎3941-3211（平日午後1時～4時）

●東京都保健医療公社大久保病院

☎5273-7711（平日午後2時～4時）

マーク概要

対対象 (特に記載がない場合、参加対象は、区内在住・在勤・在学者)
日日時・日程 会場 当日直接会場へ 講師
費用 (特に記載がない場合、無料) ほかの情報
申込方法 問合せ先
①はパソコン、②はパソコン・スマートフォン (一部)で
区のホームページ (右記二次元コード) から申込可。
※一部対応できない機種があります。



災害情報

▶災害・防犯情報メール配信サービス
<https://setagaya-city.site.ktaiwork.jp/>
▶公式ツイッター @setagaya_kiki
▶FM ラジオ 83.4 メガヘルツ
(エフエム世田谷のホームページからも聴取できます)

区の手続きや施設・イベント案内はせたがやコールへ ☎5432-3333 FAX5432-3100 午前8時～午後9時 (年中無休)

おしらせ



第1回情報公開・個人情報保護審議会の傍聴

日 4月22日 (金) 午後2時～5時
場 区役所第1庁舎5階庁議室
申 4月20日までに、電話で区政情報課 (☎5432-2097 FAX5432-3007) へ 先着6人

4月1日付の民生委員・児童委員をご紹介します

地域の身近な相談役として、厚生労働大臣の委嘱を受け、無報酬で、地域福祉の向上に努めています。お気軽にご相談下さい。

氏名	担当区域
竹中 二葉	祖師谷3丁目18～34
城戸 康子	主任児童委員 (成城地区)
徳永 正樹	喜多見4丁目1～7、19、 喜多見5丁目18～26
島添 早苗	主任児童委員 (上祖師谷地区)
藤井 恵弥	主任児童委員 (烏山西地区)

問 生活福祉課 ☎5432-2767 FAX5432-3020、総合支所生活支援課 (砧 ☎3482-1343 FAX5490-1139、烏山 ☎3326-6111 FAX3326-6169)

税金・国民健康保険料を電子マネー決済等で納付できます

特別区民税・都民税 (普通徴収)、軽自動車税 (種別割)、国民健康保険料を、スマートフォンを使用した電子マネー決済やインターネットでのクレジットカード決済 (ネットdeモバイルレジ) でお支払いいただけます。詳しくは、区のホームページをご覧ください。

問 特別区民税・都民税 (普通徴収)、軽自動車税 (種別割) = 納税課 ☎5432-2197 FAX5432-3012、国民健康保険料 = 保険料収納課 ☎5432-2339 FAX5432-3038

まだ着られる衣類を回収しています

区は、まだ着られる衣類 (洗濯済み) を回収・売却し、その収益金でパラスポーツを応援する「ふくのわプロジェクト」に参加しています。
回収場所・時間 / エコプラザ用賀 (午前9時～午後5時)、リサイクル千歳台 (午前10時～午後4時) ※いずれも毎週月曜 (祝日の場合は翌日) は休館。
備 詳しくは、区のホームページをご覧ください。
問 清掃・リサイクル部事業課 ☎6304-3253 FAX6304-3341

世田谷区福祉移動支援センター「そとでる」をご利用下さい

介護タクシーやNPOの福祉車両の配車等、介助が必要な外出の相談等を受け付けています。
対 区内在住で、障害のある方及び介護保険の要支援・要介護の認定を受けている方等、一人で公共交通機関を利用することが困難な方
担当 = 障害者地域生活課
問 世田谷区福祉移動支援センター ☎5316-6621 FAX3329-8311

4年度はり・きゅう・マッサージサービス

対 区内在住で次のいずれかに該当する方 ①65歳以上 ②障害のある方を日常介護している家族
実施時間 / 午前10時、11時、午後1時、2時、3時から (各約45分)
利用回数 / 月1回 利用料金 / 1回1500円
実施会場 / 区内16会場
備 会場、日程について詳しくは、区のホームページまたはチラシ (総合支所保健福祉課、区民セン

ター、あんしんすこやかセンター、図書館) にご覧下さい。

担当 = 障害施策推進課
申 利用希望日の前月1～25日 (消印) に、ハガキまたはファクシミリ (記入例参照。はり・きゅう・マッサージの別、希望会場・日・時間 (午前または午後の別でも可) ※第2希望まで。生年月日も明記) で、(株)LenS (〒160-0023 新宿区西新宿3-7-26-601 ☎5321-6111 FAX5321-6112) へ ※抽選後結果を通知 (空き状況は電話で上記へ問合せ)。
問 ☎せたがやコール

弁護士によるあんしん法律相談

内容 / 成年後見制度、相続や遺言等の法律に関する無料相談
対 区内在住の高齢者や障害者、そのご家族等
日 原則毎月第1・3水曜、第2木曜いずれも午後 (一人30分1回のみ)
申 電話で (社福) 世田谷区社会福祉協議会成年後見センター (☎6411-3950 FAX6411-2247) へ

4年度版世田谷農産物直売所マップが完成しました

内容 / 区内約120か所の直売所等の情報
配布場所 / 都市農業課、総合支所地域振興課、区民センター、図書館、区民センター等
担当 = 都市農業課
問 ☎せたがやコール

募集



特別区立幼稚園教員採用候補者

対 幼稚園教諭普通免許状を有する方または5年4月1日までの取得見込者で、昭和63年4月2日以降に出生した方
勤務場所 / 23区内の区立幼稚園 (大田区・足立区を除く)
選考方法 (1次) / 筆記 = 6月19日 (日)
申込期限 / インターネット = 5月6日午後5時まで、郵送 = 5月6日 (消印)
備 詳しくは、募集案内 (学校職員課、下記問合せ先で配布) をご覧ください。
問 特別区人事・厚生事務組合教育委員会事務局人事企画課 ☎5210-9857 FAX5210-9712

清掃・リサイクル審議会委員

内容 / 清掃・リサイクルに関する事項の調査・審議等
対 年4回程度開催する審議会への出席が可能で、4月1日現在区内に住民登録がある18歳以上の方 (公務員、区の附属機関の委員、区政モニターを除く)
報酬 / 出席1回につき1万円
任用期間 / 6月1日から2年間
募集人数 / 若干名
選考方法 / 書類、作文
備 詳しくは、区のホームページをご覧ください。
申 4月22日 (必着) までに、履歴書 (写真貼付) と作文「世田谷らしいプラスチック資源循環施策について」 (原稿用紙・1200字程度) を郵送または持参で清掃・リサイクル部管理課 (〒156-0043 松原6-3-5 ☎6304-3210 FAX6304-3341) へ

情報公開・個人情報保護審議会委員

内容 / 情報公開・個人情報保護制度の運営に関する事項の審議
対 年6回程度開催する審議会への出席が可能で、4月1日現在区に住民登録がある18歳以上の方 (公務員、区の附属機関の委員、区政モニターを除く)
報酬 / 出席1回につき1万円

任用期間 / 6月1日から2年間
募集人数 / 2人
選考方法 / 書類、作文
申 4月22日 (必着) までに、履歴書 (写真貼付) と作文「個人情報保護 (または情報公開) 制度について考えていること」 (A4用紙・800字以内) を郵送または持参で区政情報課 (☎5432-2097 FAX5432-3007) へ

障害のある方



重度障害者 (児) 日常生活用具給付事業

障害の程度に応じて日常生活用具の給付を行っています (介護保険、医療保険を優先)。
費用の価格や世帯の所得に応じて自己負担あり
● 4月からの主な変更内容
① 品目追加 / 簡易浴槽、人工内耳用音声信号処理装置 (スピーチプロセッサ)
② 品目統合 / 情報・通信支援用具のうち、画面読上げ (スクリーンリーダー) と音声ブラウザを統合し、画面読上げ (スクリーンリーダー) ・音声ブラウザに変更。併せて基準額を6万6000円 (一定期間の利用権を得て使用する場合は1万3200円) に変更。
問 総合支所保健福祉課 (世田谷 ☎5432-2865 FAX5432-3049、北沢 ☎6804-8727 FAX6804-8813、玉川 ☎3702-2092 FAX5707-2661、砧 ☎3482-8198 FAX3482-1796、烏山 ☎3326-6115 FAX3326-6154)

福祉タクシー券交付・自動車燃料費の助成

福祉タクシー券 (月3400円分) を交付、または自動車燃料費 (半年1万2000円を限度) を助成します (併給不可)。
対 身体障害者手帳 (下肢、体幹、内部、平衡または脳性まひ等による運動機能障害1～3級、視覚障害1・2級)、愛の手帳 (1・2度) をお持ちの方
申請に必要なもの / ①身体障害者手帳または愛の手帳 ②自動車燃料費助成の場合は自家用自動車の車検証の写し及び口座番号の分かるもの
申請先 / お住まいの地域の保健福祉課
● 自動車燃料費助成金の3年度下半期分 (3年10月～4年3月分) の交付申請書を受け付けています
申請期限 / 4月8日
申請先 / 障害者地域生活課 (☎5432-2418 FAX5432-3021) またはお住まいの地域の保健福祉課
問 総合支所保健福祉課 (前記「重度障害者 (児) 日常生活用具給付事業」の記事参照)

失語症のある方に意思疎通支援者を派遣します

失語症のため意思疎通を図ることが困難な方に対し、支援者を派遣し、外出場面におけるコミュニケーションを支援します。
対 区内在住で失語症のある方
備 失語症サロン (次記「失語症サロン」の記事参照) へ要参加。詳しくは、お問い合わせ下さい。
問 保健センター専門相談課 ☎6265-7546 FAX6265-7549、障害施策推進課 ☎5432-2388 FAX5432-3021

失語症サロン

対 区内在住で失語症のある方
日 毎月第3水曜午後2時～3時
場 保健医療福祉総合プラザ
備 玉川地域 (偶数月第1月曜)、烏山地域 (奇数月第4木曜) でも開催。詳しくは、お問い合わせ下さい。
申 電話で保健センター専門相談課 (☎6265-7546 FAX6265-7549) へ

身体障害者相談員・知的障害者相談員にご相談下さい

相談員は、障害のある方やそのご家族から相談を受けるため、区長から委託された民間の協力者です。

備相談先等詳しくは、区のホームページをご覧ください。

問障害施策推進課
☎5432-2385 FAX5432-3021

手話通訳や筆談器をご利用下さい

①手話通訳者が待機しています

待機日時・場所／毎週月～金曜午前9時～正午(閉庁日除く)・区役所第2庁舎1階ロビー
※総合支所保健福祉課の窓口で、タブレット端末を使った遠隔手話通訳も行っています。

●**手話通訳・要約筆記が必要な場合は、派遣制度をご利用下さい(利用には事前登録が必要)**

①日常生活等で手話通訳が必要な場合=世田谷区手話通訳等派遣センター FAX 3420-3145

②自己の権利に関わる内容(裁判、警察等)や専門的知識を必要とする内容で手話通訳が必要な場合=東京手話通訳等派遣センター FAX 3354-6868

③日常生活等で要約筆記(手書き・パソコン)が必要な場合=東京手話通訳等派遣センター FAX 3354-6868

②**筆談器を設置しています**

設置窓口には「筆談器あります」と表示しています。区役所での手続き、相談などの際にご利用下さい。

共通事項 **問**障害施策推進課
☎5432-2388 FAX5432-3021

高齢者

高齢者の介護予防・健康づくりの自主活動グループを支援します

区内でおおむね月1回以上、年間を通じて定期的に行う次のいずれかの活動を支援します。

活動内容／区実施の介護予防プログラム修了後の同内容活動または介護予防や認知症予防に効果が期待される運動(健康体操等)

対次の全てを満たす団体①構成員が5人以上で、その半数以上が65歳以上の区民②団体の代表者が区民③区等から他の助成金等を受けていない
※このほかにも要件あり。

補助金額／補助対象経費(講師謝礼等)の総額の2分の1(1団体あたり上限年間2万4000円)

備詳しくは、手引き(あんしんすこやかセンター、介護予防・地域支援課、総合支所保健福祉課、出張所、区のホームページにあり)をご覧ください。

申6月30日(必着)までに、所定の申請書類(手引きにあり)を郵送または持参で介護予防・地域支援課(☎5432-2953 FAX5432-3085)へ

年金

年金手帳が基礎年金番号通知書に変わります

4年4月1日以降に初めて年金制度に加入する方には、年金手帳に替わり基礎年金番号通知書が交付されます。

なお、すでに交付されている年金手帳は引き続き基礎年金番号を証明する書類として利用できます。年金手帳を紛失・毀損したときや、氏名に変更があるときは基礎年金番号通知書の再交付申請が可能です。

担当=国保・年金課
問世田谷年金事務所
☎6805-6367 FAX6805-6368

4年度の国民年金保険料

4年度の国民年金保険料は月額1万6590円

(付加保険込み1万6990円)に改定されました。納付書は4月上旬に日本年金機構から郵送します。各月の納付期限(原則翌月末日)までにお支払い下さい。割引のある1年前納及び6か月前納(前期4～9月分)の納付期限は5月2日です。

担当=国保・年金課
問世田谷年金事務所
☎6805-6367 FAX6805-6368

子ども・若者

子ども家庭課から

①**子育て活動団体の活動経費の助成(4年度)**

対次の全てを満たす団体①区内在住の3～5歳の幼児が5人以上在籍②団体の責任者が区内在住③年間を通じて週2回以上(1回あたり2時間以上)の活動を行い、1年以上の活動実績がある④幼児が保育園・幼稚園に在籍していない⑤国、都、他の自治体及び区の他の制度による助成を受けていない⑥企業・病院等が行う従業員のための保育活動ではない

助成金額／5万7000円と幼児1人につき1万1000円(年額・上限あり)

②**自主保育団体の活動経費の助成(4年度)**

対次の全てを満たす団体①保育施設を持たず、主たる保育の場所が野外である②団体運営の主体が保護者である③保育に恒常的に保護者が関わっている④区内在住の3～5歳の幼児が5人以上在籍⑤団体の責任者が区内在住⑥年間を通じて週2回以上(1回あたり2時間以上)の活動を行い、1年以上の活動実績がある⑦幼児が保育園・幼稚園に在籍していない⑧国、都、他の自治体及び区の他の制度による助成を受けていない⑨企業・病院等が行う従業員のための保育活動ではない

助成金額／15万円(研修実施の場合は19万円)と幼児1人につき1万5000円(上限あり)

③**外遊び活動団体の認定と保護者利用料の助成**

対次の全てを満たす認定団体を利用する保護者①区内在住の3～5歳の幼児を対象に外遊び活動を実施②幼稚園教諭・保育士等を含む、常時2人以上の保育者を配置③1年間で39週以上、1日あたり4～8時間・週5回以上活動し、過去3年間活動実績がある
※このほかにも要件あり。

助成金額／月額2万円(要件あり)

備団体を通しての申込み。団体の認定については、お問い合わせ下さい。

申①は4月8日、②は4月22日まで、③は随時、電話で子ども家庭課(☎5432-2569 FAX5432-3081)へ連絡のうえ、所定の申請書(電話受付後に団体代表者あてに郵送)を指定日までに郵送または持参

仕事・産業

履歴書のキホン(オンライン)

対求職中の方

日5月12日(木)午前10時～11時

講三茶おしごとカフェキャリアカウンセラー

申4月8日午前9時から、予約サイト([HP](https://reserva.be/sanchaoshigotocafe/)https://reserva.be/sanchaoshigotocafe/)へ先着50人

問三茶おしごとカフェ
☎3411-6604 FAX3411-6690

健康・衛生

食品の放射性物質区民検査を実施しています

対区内在住の方(事業者を除く)

日原則隔週月曜日

場世田谷保健所試験検査室

検査食品／店舗で購入した流通食品、区民農園や自己所有の土地等で採取した自家生産食品、他者から受領した食品、牛乳、乳児用食品
検査対象外食品／国外で生産されたもの、井戸水、生産地・購入した店名・購入店所在地の全てが不明なもの等

備詳しくは、区のホームページをご覧ください。
申検査希望日の前月の1日から、電話またはファクシミリ(記入例参照)で、☎セタがやコールへ先着各日5人

※前週金曜及び当日の予約は、電話で世田谷保健所健康企画課(☎3706-6772 FAX3706-6656)へ

保健センターから

①**カルシウムアップの食事講座**

～食べ方のコツやレシピの紹介

日4月22日(金)午後2時～3時30分

②**ココロリラックス講座**

～お疲れモードの日常にホッとする間をプラスワン

日5月17日～6月7日の毎週火曜午後2時30分～4時(全4回)

対区内在住・在勤で18歳以上の方(初めての方優先)

場保健センター

費1回400円(指導料)

申4月5日までに、電話、ファクシミリ(記入例参照。性別、生年月日も明記)またはホームページで保健センター(☎6265-7473 FAX6265-7429

HPhttp://www.setagayaku-hokencenter.or.jp/)へ 抽選①②各20人

4年度特定健診・長寿健診を受けましょう

健診	対象	誕生月	受診券発送予定
特定健診	40～74歳の世田谷区国保加入者	4～9月	5月中旬
		10～3月	6月上旬
長寿健診	後期高齢者医療制度加入者	4～6月	5月中旬
		7～9月	6月上旬
		10～3月	6月下旬

受診期限／5年3月31日

自己負担金／500円(3年度住民税非課税世帯の方は無料)

問国保・年金課 ☎5432-2936 FAX5432-3005

高齢者肺炎球菌予防接種

対過去に23価肺炎球菌ワクチンの接種を受けたことがない方で、①5年3月31日現在、65・70・75・80・85・90・95・100歳の方(既に区の助成を受けた方を除き、予診票を3月下旬に発送済み)②接種日現在、60歳以上65歳未満で心臓・腎臓・呼吸器・免疫機能の障害により身体障害者手帳(1級相当)をお持ちの方

接種期間／4月1日～5年3月31日

場指定医療機関

費1500円(生活保護・中国残留邦人等支援給付受給中の方は無料)

備②の方は申込みが必要です。☑オンライン手続き可。担当=世田谷保健所感染症対策課

問☎セタがやコール

子宮頸がん(HPV)予防接種の個別勧奨を再開します

子宮頸がん(HPV)予防接種について、国の審議会でもワクチンの安全性と有効性が確認されたことから、個別勧奨を再開します。

対中学1年生～高校1年生相当の女子

備小学6年生も接種することができます。申込方法等詳しくは、区のホームページをご覧ください。個別勧奨の差し控えにより接種機会を逃した方(平成9～17年度生まれの女子)は、お問い合わせ下さい。

担当=世田谷保健所感染症対策課

問☎セタがやコール

6面へつづく【健康・衛生】

マーク概要 対象(特に記載がない場合、参加対象は、区内在住・在勤・在学者) 日時・日程
会場 当日直接会場へ 講師 費用(特に記載がない場合、無料)
備考 申し込み方法 問合せ先
はパソコン、はパソコン・スマートフォン(一部)で区のホームページ(右記二次元コード)から申込可。※一部対応できない機種があります。

区のおしらせ



区役所 〒154-8504 世田谷4-21-27
HP https://www.city.setagaya.lg.jp/
せたがやコール ☎5432-3333 FAX 5432-3100

新型コロナワクチン接種に関するお知らせ

この記事は3月24日時点の情報で作成しています。

【3回目接種】区の集団接種会場で、早期に接種を受けられます

区の集団接種会場では、5月8日(日)までの予約を受け付けています。現在、予約枠に余裕があり、最短で翌日の予約が取れます。早い日程への予約の変更もできますので、早期の接種をご検討下さい(1・2回目接種も引き続き実施しています)。予約はインターネット(下記二次元コード)または世田谷区新型コロナワクチンコール(下記参照)で受け付けています。

また、モデルナ社ワクチンを使用する一部の会場では、予約不要で接種を受けられます(3回目接種のみ。上限に到達次第終了)。区から送付された接種券と、本人確認書類を必ずご持参下さい。詳しくは、区のホームページ(下記二次元コード)をご覧ください。

区の集団接種会場では、障害のある方への専用接種枠を設けています ※障害のない方はお申し込みできません。

【3回目接種】障害のある方の専用接種枠

- 対象者/障害のある18歳以上の方
 - 使用ワクチン/ファイザー社ワクチン
 - 実施会場/保健医療福祉総合プラザ(うめとびあ内)
 - 実施日/次記の日程の予約を受け付けています。
 - 4月7日・21日・28日、5月12日いずれも木曜午後
- ※障害のある12歳以上の方の1・2回目接種も、前記のワクチン・会場・日程で受け付けています。
※詳しくは、区のホームページ(下記二次元コード)をご覧ください。

【1・2回目接種】障害のある5～11歳の方の専用接種枠

- 5～11歳の方への小児接種について
- 5～11歳の方へのワクチン接種は、予防接種法上の「努力義務」は適用されていません。感染症予防の効果や副反応のリスク等を考慮いただき、ワクチン接種をご検討下さい(ワクチン接種は強制ではありません)。
小児接種について詳しくは、厚生労働省の新型コロナワクチンQ&A(小児接種(5～11歳))(下記二次元コード)をご覧ください。



専用接種枠について

- 対象者/障害のある5～11歳の方
 - 使用ワクチン/ファイザー社の5～11歳用ワクチン
 - 実施会場/保健医療福祉総合プラザ(うめとびあ内)
 - 実施日/次記の日程の予約を受け付けています。
- | 1回目接種日 | 2回目接種日 |
|-----------|------------|
| 5月7日(土)午後 | 5月28日(土)午後 |
| 5月8日(日)午後 | 5月29日(日)午後 |
- ※1・2回目の接種がセットで予約されます(2回目は1回目の3週間後に固定となり、2回目だけの予約変更はできません)。
※詳しくは、区のホームページ(下記二次元コード)をご覧ください。

在宅療養中の方へ

寝たきり等の理由により在宅療養中で、集団接種会場や医療機関で接種を受けることが困難な方は、まずはかかりつけの訪問医へご相談下さい。かかりつけの訪問医による接種が受けられない方は、世田谷区新型コロナワクチンコール(下記参照)へお問い合わせ下さい。

【3回目接種】12～17歳の方も接種対象になりました

12～17歳の方への追加接種(3回目接種)が、国により承認されました。区では、3年11月30日までに2回目の接種を完了した平成16年4月2日～平成22年4月1日生まれの方へ、4月上旬～中旬を目途に接種券をお届けする予定です。
詳しくは、今後、区のホームページ等でお知らせします。なお、2回目の接種後に世田谷区へ転入した方は、世田谷区へ接種券の申請が必要です。

【1・2回目接種】5歳になる方への接種券の送付について

平成29年5月2日～6月1日生まれの方に、4月7日(木)から接種券をお届けします。郵便局の配送の関係上、到着までに3営業日程度かかる場合があります。
平成29年6月2日以降生まれの方には、5歳の誕生日を迎える前月上旬に接種券をお届けします。

予約・問合せ先

電話 世田谷区新型コロナワクチンコール ☎0120-136-652
月～金曜午前8時30分～午後8時、土・日曜、祝日午前8時30分～午後5時30分
※聴覚に障害のある方を対象に、ファクシミリ(☎5687-2020)でも受付をしています。

インターネット



最新の情報は、区のホームページをご覧ください。
◀インターネットでの予約はこちらから

若年がん患者の在宅療養を支援します

在宅サービスや福祉用具等に支払った経費(利用上限額を超える場合は利用上限額まで)のうち、自己負担を除いた額を区が助成します。

対区内在住の40歳未満のがん末期患者で、他の制度において同等の給付を受けることができない方

区分	サービス利用上限額	自己負担
在宅サービス利用料の助成	6万円/1か月	1割 ※生活保護受給者は無料
福祉用具貸与費用の助成		
福祉用具購入費用の助成	10万円/年間	
住宅改修費用の助成	20万円/1回のみ	

備区分のうち、本制度の対象となる種類のサービスについて助成します。詳しくは、区のホームページをご覧ください。

問世田谷保健所健康企画課 ☎5432-2447 FAX 5432-3102

がん相談のご案内

対がんで療養中の方及びそのご家族等(どなたかが区内在住)

- 電話相談
 - 回看護師による専門相談=第1・3木曜午前9時～午後1時、がん体験者によるピア相談=第2・4木曜午前9時～午後1時
 - 相談専用電話/☎6265-7562
- 対面相談(予約制)
 - 回毎月第2・4土曜午前9時～正午
 - ※6月25日、8月27日、10月22日、1月28日は、社会保険労務士による就労相談も実施。
 - 場保健センター(6月25日、1月28日は三茶おしごとカフェ)
 - 備オンラインでの相談も可。詳しくは、お問い合わせ下さい。
 - 申電話またはファクシミリ(記入例参照)で保健センター(☎6265-7536 FAX 6265-7429)へ

- 保健センターに「がん情報コーナー」を併設しています
「がん情報コーナー」では、がんに関する書籍の閲覧、チラシ等の提供、専門スタッフによる窓口での一次相談を行っています。
利用時間/月～金曜午前9時～午後5時(祝・休日、年末年始を除く)